

お問い合わせ

| 名称 | 内容 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------------|---------------------------|-------------------------------|------------------------|
| 東大阪市 環境部環境事業課 | 事業系一般廃棄物についての相談 | 荒本北1-1-1 市役所総合庁舎 15階 | 06-4309-3200 |
| 東大阪市 環境部産業廃棄物対策課 | 産業廃棄物についての相談 | | 06-4309-3207 |
| 東大阪市 環境部循環社会推進課 | 一般廃棄物減量計画書届出等 | | 06-4309-3199 |
| 東大阪清掃事業協同組合 | 一般廃棄物収集運搬業者の紹介 | 荒本新町8-27 豊田ビル401 | 06-6783-0053 |
| 東大阪都市清掃施設組合 | 一般廃棄物の直接搬入 | 水走4-6-25 | 072-975-5341 (予約専用) |
| 公益社団法人 大阪府産業資源循環協会 | 産業廃棄物処理業者の紹介 マニフェストの販売 | 大阪市中央区 農人橋1-1-22 大江ビル3階 | 06-6943-4016 |

古紙類の直接搬入が可能な業者一覧（東大阪市内）

令和3年3月1日現在

| 業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------|--------------|--------------|
| 旭進紙業株式会社 東大阪営業所 | 布市町3丁目1番38号 | 072-987-3318 |
| 大阪紙業株式会社 東大阪営業所 | 渋川町1丁目15番21号 | 06-6725-0561 |
| 北本紙業株式会社 | 池島町2丁目2番18号 | 072-986-3991 |
| 前田紙業株式会社 | 新上小阪10番2号 | 06-6722-5051 |
| 共和紙料株式会社 長田営業所 | 長田中5丁目2番8号 | 06-6745-2351 |
| 共和紙料株式会社 東大阪営業所 | 楠根2丁目2番34号 | 06-4309-1170 |
| 大和紙料株式会社 東大阪事業所 | 古箕輪1丁目18番6号 | 072-962-3255 |
| 大本紙料株式会社 東大阪工場 | 加納5丁目10番28号 | 072-806-1567 |
| 長進商会 | 新池島町1丁目15番8号 | 072-988-2407 |
| 旭紙業 | 渋川町4丁目2番2号 | 06-6736-2871 |

- 品目ごとに分けて持ち込んでください。
- 禁忌品（異物）が混入している場合、持ち込みができない場合がございます。
- 直接古紙類を搬入される場合は、必ず事前に業者へご連絡ください。

令和3年3月発行
東大阪市 環境部 循環社会推進課
〒577-8521 荒本北1丁目1番1号
電話: 06(4309)3199 FAX: 06(4309)3829

事業者のみなさまへ

そのごみ、どうやって捨てていますか？

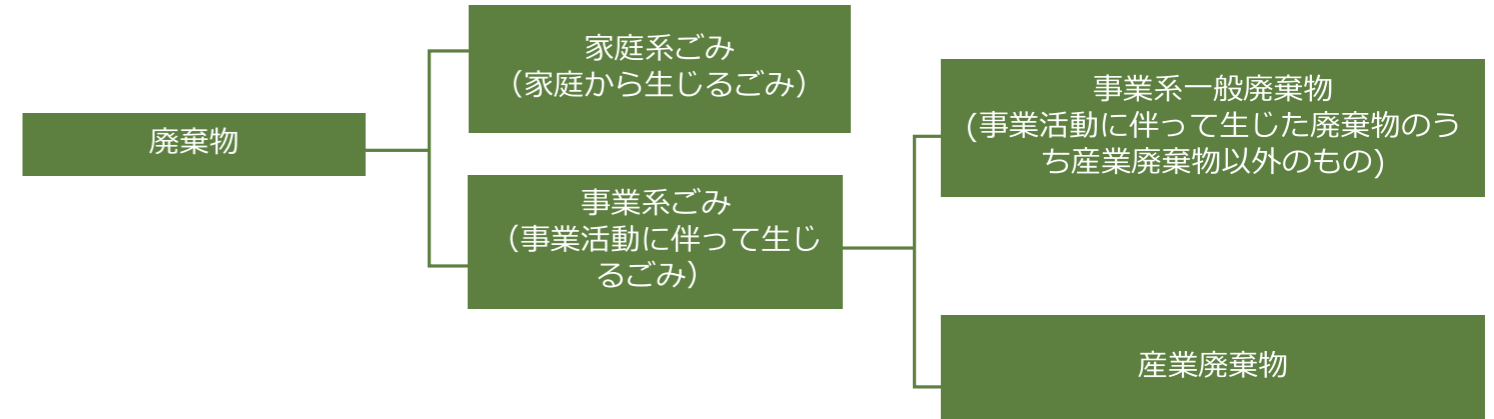
～事業系ごみの減量・資源化に向けて～



東大阪市 環境部

事業系ごみとは

事業系ごみとは、事業活動に伴って発生するすべてのごみのことをいい、事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。
家庭系ごみと同じような種類のごみしか排出しない場合でも、事業系ごみとしての適正処理が必要です。



事業者とは

事務所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的として事業を営む者だけでなく、病院や社会福祉施設、官公庁、学校などの公共公益事業を営む者も含まれます。



特定事業者とは

| | |
|-----|---|
| (1) | 1,000㎡の店舗面積を有する店舗をもって小売業を営む者 |
| (2) | 病院のうち、患者200人以上の収容施設を有するものを開設している者 |
| (3) | 高等学校、大学および短期大学を設置している者 |
| (4) | 3,000㎡以上の延べ面積を有する興行場、遊技場、集会場、若しくは旅館において営業を行う者、または3,000㎡以上の延べ面積を有する事務所において業務を行う者 |

条例により、特定事業者は「一般廃棄物減量計画書」を作成し、提出しなければならない旨の規定があります。

事業者の責務とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」では、事業者の責務について次のとおり規定しています。

①自ら処理するか処理委託を

事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理するか、許可を受けた処理業者等に委託して処理をすること

②廃棄物のリサイクルと減量を

廃棄物の再生利用（リサイクル）等を行うことにより、その減量に努めること



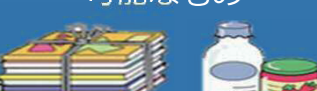
③製造・販売の際は工夫を

製造、加工、販売等に当たっては、適正処理しやすい製品等の開発を行い、廃棄する場合の処理方法について情報提供を行うこと

④国や自治体の施策に協力を

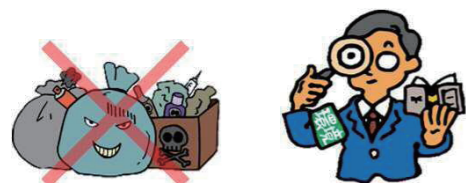
廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関して、国や自治体が行う施策に協力すること

事業系ごみの主な分類

| | |
|--|---|
|  <p>事業系一般廃棄物</p> | <p>産業廃棄物以外の事業系ごみ</p> <p>事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のものをいいます。分別を徹底すれば、食べ残しやリサイクルできない紙程度にとどまります。</p> |
|  <p>産業廃棄物</p> | <p>産業廃棄物として定められたもの</p> <p>事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、廃油、プラスチック類など20種類の廃棄物をいいます。さらに、爆発性などのあるものが特別管理産業廃棄物として定められています。</p> |
|  <p>リサイクル可能なもの</p> | <p>紙類、空き缶、空きびんなど</p> <p>事業系ごみの中には、再生利用が可能なものが数多くあります。分別してリサイクルを進めましょう。</p> |

○ 住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に処理してください。

| | | |
|---------------------|---------------------------|---|
| <p>住居</p> <p>店舗</p> | <p>家庭系ごみ</p> <p>事業系ごみ</p> | <p>事業系ごみは、事業者が責任を持って処理する義務があります。</p> <p>住居と店舗が一体であっても、家庭系ごみとして、家庭系ごみ集積所に出すことはできません。 (不法投棄*となります)</p> |
|---------------------|---------------------------|---|



※事業系ごみを不法投棄すると、廃棄物処理法第25条の規定により「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処され、またはこれが併科」される可能性があります。

○ こんな「ごみ」も事業系ごみです！

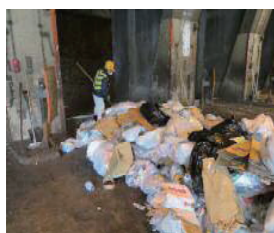
- ・お茶殻や従業員が食べ残した食事、飲料や弁当が入っていた容器
- ・飲食店、従業員食堂から出る食品の食べ残しや調理くず
- ・伝票、書類



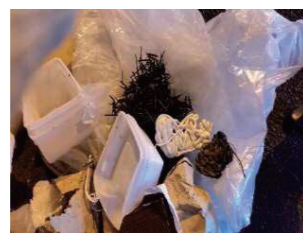
東大阪都市清掃施設組合（焼却工場）での搬入物検査

事業所などから焼却工場に持ち込まれたごみの検査を実施しています。

ごみ袋の中身を点検し、産業廃棄物やリサイクル可能な紙ごみなどが混入していた場合は、分別の徹底等、適正処理について指導を行っています。産業廃棄物を一般廃棄物として排出することは違法行為にあたります。分別を徹底し、不適切なごみが搬入されないようにしてください。



○検査の様子

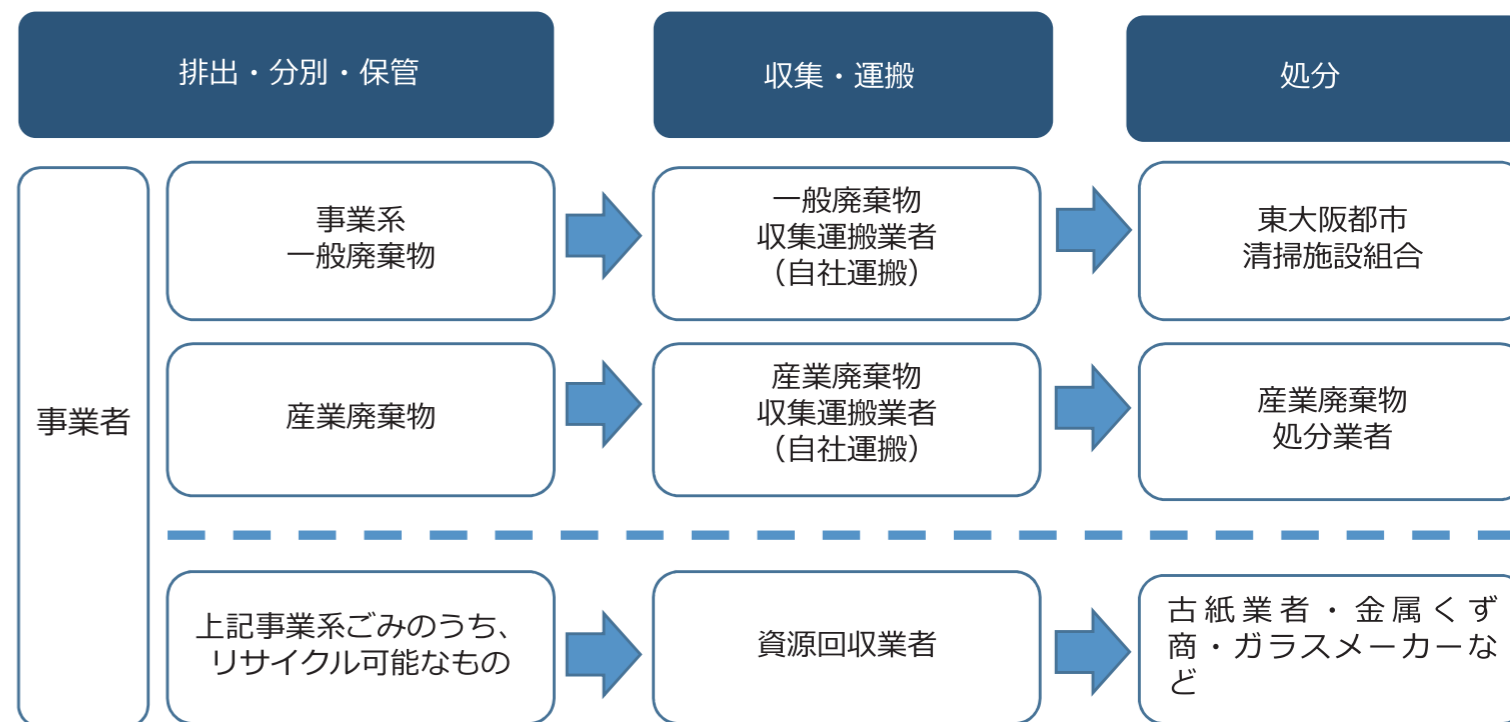


○産業廃棄物（プラシート）



○産業廃棄物（カー用品）

事業系ごみ処理の主な流れ



古紙類の減量とリサイクル

事業系一般廃棄物の中で大きな割合を占めるのが古紙類です。書類やダンボール、新聞、雑誌などの古紙はリサイクルルートが整備されており、取り組みやすい品目です。

古紙のリサイクルは「ごみの減量」という側面だけではなく、分別して持ち込むと売却できる場合もあります。

①種類ごとに分別する

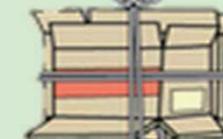
古紙は、種類によってそれぞれ異なる製紙原料として使われます。そのため、種類ごとに分別することが大切です。新聞・雑誌類・ダンボールなどの区分を基本に、オフィスペーパーなどの分別方法については古紙回収業者（4ページ参照）とご相談ください。



○新聞



○雑誌類



○ダンボール



○コピー紙・OA紙など

②禁忌品（再生できないもの）は取り除いてください。

古紙を分別するときに混ぜてはいけない異物が禁忌品です。再生可能な古紙に混ぜずに取り除いてください。禁忌品は、古紙回収業者によって一部違いがありますので、詳しくは古紙回収業者にご確認ください。

紙類

- ビニールコート紙
- 紙コップなどのワックス加工紙
- 写真
- カーボン紙 など

紙以外

- 金属クリップ類
- ファイルの金具
- プラスチック製品
- カーボン紙 など